

(その1)

収 支 報 告 書

※該当箇所に☒すること

(ふりがな)

1 政治団体の名称

おおくぼじゅんやこうえんかい
おおくぼ順也後援会

2 主たる事務所の所在地

〒320-8564
栃木県宇都宮市陽南1-1-11

3 代表者の氏名

大久保 順也

4 会計責任者の氏名

阿保 佳通

5 令和 6 年分

事務担当者の氏名

大柿 美紀

(電話) 028-684-7960

事務担当者の氏名

(電話)

政治団体の区分

- ☐ 政 党
☐ 政 党 の 支 部
☐ 政 治 資 金 団 体
☐ 政治資金規正法第18条の2
第1項の規定による政治団体
☒ そ の 他 の 政 治 団 体
☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- ☐ 2以上の都道府県の区域等
☒ 同一の都道府県の区域内

国会議員関係政治団体の区分

- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る
国会議員関係政治団体
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る
国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名

公 職 の 種 類

資金管理団体の指定の有無(12月31日又は解散時点)

- ☒ 有 { 公 職 の 種 類 宇都宮市議会議員
資金管理団体の届
☐ 無 出をした者の氏名 大久保 順也

(※)資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消を
した場合のみ記入。

※

受 付	3/27
審 査	3/27
入 力	4/15
番 号	07c0033
修 正	

(※) 国会議員関係政治団体
に関する特例の適用期間

令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体の指定・取消をした場合のみ記入。

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

(単位：円)

収 入 総 額	4,519,622
(前年からの繰越額)	4,019,584
(本年の収入額)	500,038
支 出 総 額	368,182
翌年への繰越額	4,151,440

2 収入項目別金額の内訳

(単位：円)

(1) 個人の負担する党費又は会費		
金 額		
人 員		人

(2) 寄 附		
① 寄 附 (②を除く。)の区分	金 額 (円)	備 考
(ア) 個人からの寄附	500,000	
(うち特定寄附)		
(イ) 法人その他の団体からの寄附		
(ウ) 政治団体からの寄附		
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	500,000	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)		
② 政 党 匿 名 寄 附		
合 計 (① + ②)	500,000	

(その6)

(6) その他の収入		
摘 要	金 額 (円)	備 考
こ の 頁 の 小 計	0	備考
1 件 1 0 万円未満のもの	38	・ 令和6年2月10日 中央労働金庫 利息 3円 ・ 令和6年8月10日 中央労働金庫 利息 35円
合 計	38	

(その7)

(1, 2, 3のいずれかに○をつけてください)



(7) 寄 附 の 内 訳					寄附者の区分		1. 個人 2. 法人・その他の団体 3. 政治団体	
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額 (円)	年 月 日			住 所 (団体にあっては、 主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、 代表者の氏名)	備 考	
大久保 順也	500,000	R6	11	13	栃木県宇都宮市大塚町11-6	会社員		
こ の 頁 の 小 計	500,000							
そ の 他 の 寄 附	0							
合 計	500,000							

(注1) 同一者からの年間5万円を超える寄附は個別に記載して下さい。

(注2) 同一者から複数回寄附を受けた場合は、寄附をした者(団体等)ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「計」を入れて下さい。

(注3) 「その他の寄附」と「合計」の欄は、個人、法人その他の団体又は政治団体の寄附者の区分ごとに、最後の頁に記載して下さい。

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表		
項 目	金 額 (円)	備 考
1 経 常 経 費		
(1) 人 件 費		
(2) 光 熱 水 費		
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費		
(4) 事 務 所 費	35,014	電話料金(令和5年12月、令和6年2、4、6、8、10月請求分)
小 計	35,014	
2 政 治 活 動 費		
(1) 組 織 活 動 費		
(2) 選 挙 関 係 費		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	333,168	ア～エの計
ア 機関紙誌の発行事業費	333,168	
イ 宣 伝 事 業 費		
ウ 政治資金パーティー開催事業費		
エ そ の 他 の 事 業 費		
(4) 調 査 研 究 費		
(5) 寄 附 ・ 交 付 金		
(6) そ の 他 の 経 費		
小 計	333,168	
合 計	368,182	(注) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、項目ごとにその額を「備考」欄に記載してください。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項 目 別 区 分			事務所費	
支 出 の 目 的	金 額（円）	年 月 日	支出を受けた者の氏名(団体に あつては、その名称)		支出を受けた者の住所(団体にあつて は、主たる事務所の所在地)	備考
こ の 頁 の 小 計	0	(注1) 国会議員関係政治団体及び資金管理団体（指定期間中）のみ、人件費以外の経常経費について記載する必要があります。 (注2) 国会議員関係政治団体にあつては1万円超の支出、資金管理団体にあつては5万円以上の支出はすべて個別に掲載し、それ以外の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。 (注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の項目ごとに、最後の頁に記載して下さい。				
そ の 他 の 支 出	35,014					
合 計	35,014					

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項 目 別 区 分			機関紙誌の発行事業費 (印刷費)		
支 出 の 目 的	金 額 (円)	年 月 日			支出を受けた者の氏名(団体に あつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつて は、主たる事務所の所在地)	備考
会議資料の印刷費	82,500	R6	3	26	株式会社 井上総合印刷	栃木県宇都宮市岩曽町1355	
会議資料の印刷費	82,500	R6	6	26	株式会社 井上総合印刷	栃木県宇都宮市岩曽町1355	
会議資料の印刷費	82,500	R6	9	18	株式会社 井上総合印刷	栃木県宇都宮市岩曽町1355	
会議資料の印刷費	82,500	R6	12	13	株式会社 井上総合印刷	栃木県宇都宮市岩曽町1355	
こ の 頁 の 小 計	330,000	(注1) 国会議員関係政治団体にあつては1万円超の支出、その他にあつては5万円以上の支出はすべて個別に掲載し、それ以外の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。 (注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最後の頁に記載して下さい。					
そ の 他 の 支 出	3,168						
合 計	333,168						

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

※有無について☑して下さい。

（注）□が有の場合は「項目別区分」ごとに（その18）が必要です。

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ① 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 3 月 27 日

政治団体の名称 おおくぼ順也後援会

会計責任者の氏名 阿保 佳通 

代 表 者 の 氏 名 （代表者については解散する年の収支報告書にのみ記入すること）

- （注1） 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- （注2） 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名その他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。